

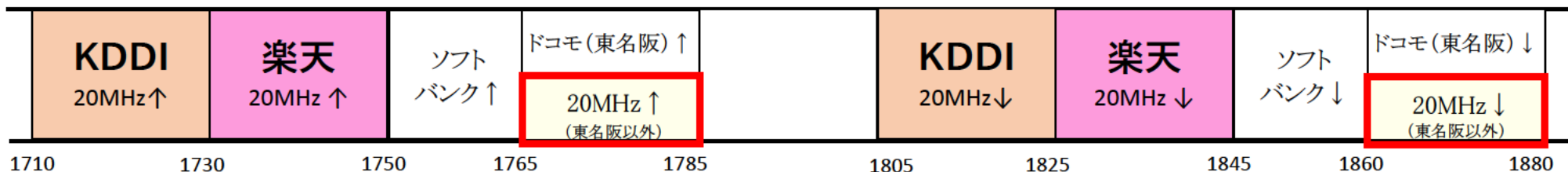
**第5世代移動通信システムの普及のための
特定基地局の開設に関する指針の制定について**

令和3年1月
総合通信基盤局

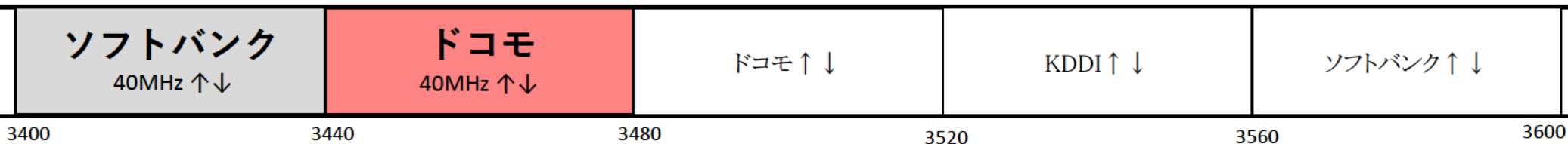
平成30年の1.7GHz帯及び3.4GHz帯の割当結果

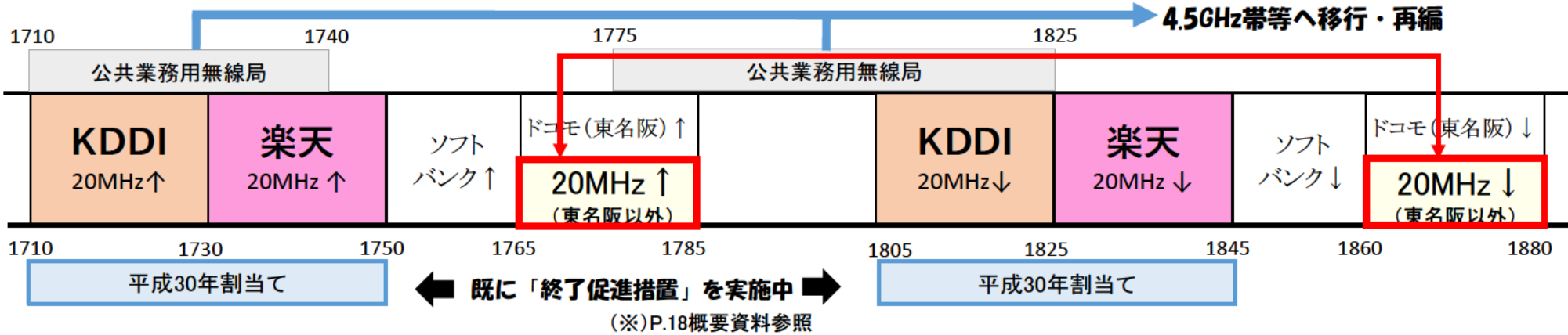
- 平成30年4月、1.7GHz帯（全国）及び3.4GHz帯について4社にそれぞれ割当て。
- 1.7GHz帯（東名阪以外）は、当時希望する申請者はいなかった。

【1.7GHz帯】



【3.4GHz帯】





1. 地方への早期の5G普及展開を図るため、第5世代移動通信システム(5G)用周波数の追加割当てを実施する。(当面は、4Gの利用も可とする。)
2. 具体的には、1.7GHz帯(40MHz(20MHz×2))を1社(1グループ)に割り当てる。令和3年度(2021年度)第1四半期に割当てを実施。
3. 既に1.7GHz帯全国バンドが割り当てられた他の2社(KDDI・楽天モバイル)と共同で公共業務用無線局の移行費用を負担する。
4. 当該周波数の割当てを受ける事業者は割当周波数の経済的価値を踏まえた「特定基地局開設料」(※1)を納付。
(※1) 開設計画の申請時に自ら申請した額
5. 「アクション・プラン」(※2)の内容を踏まえた取組状況を審査項目に追加。

(※2) 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」
(令和2年10月27日総務省)

以下のとおり審査を行い、割当てを実施。

- ① 申請者が**絶対審査基準**（最低限の要件）に適合しているかを審査。
- ② 絶対審査基準を満たした全ての申請者の申請に対して**比較審査（競願時審査）**を実施。
⇒ 審査の結果、**評価点数の合計の高い者に割当てを実施。**

① 絶対審査（項目例）

- | | |
|---|---|
| <p>1. エリア展開
－ 5 G基盤展開率が50%以上となる計画</p> <p>2. 特定基地局開設料
－ 特定基地局開設料が、31億円／年以上（※1）
（標準的な金額を著しく下回る金額）</p> | <p>3. サービス
－ アクション・プラン（※2）の内容を踏まえた取組計画がある</p> <p>4. その他
－ 既存事業者へ事業譲渡しない 等</p> |
|---|---|

② 比較審査（項目例）

- | | |
|---|---|
| <p>1. エリア展開
－ 5 G基盤展開率がより大きい
－ 特定基地局開設数がより多い</p> <p>2. 特定基地局開設料
－ 特定基地局開設料の金額がより大きい</p> | <p>3. サービス
－ アクション・プラン（※2）の内容を踏まえた取組計画がより充実している
（例：SIMロック解除の対応、eSIM導入への取組）</p> <p>4. 指定済周波数
－ 申請者の指定済周波数の帯域幅の総計がより少ない 等</p> |
|---|---|

周波数の割当て

※1 「1.7GHz帯（東名阪以外）の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算定方針」参照

※2 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」（令和2年10月27日総務省）

1. 特定基地局の範囲

第5世代移動通信システムの基地局で、下記2の周波数を使用するものとする。
(第4世代移動通信システムの基地局も含む。)

2. 使用する周波数

東名阪以外※の区域において、1,860MHzを超え1,880MHz以下の周波数(1.7GHz帯)

※全国の区域から平成17年総務省告示第883号(1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件)第二項第二号(二)に掲げる区域(「東名阪区域」という。)を除いた区域。

3. 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入

空間分割多重方式、256QAM、キャリアアグリゲーション技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

4. 終了促進措置

認定開設者は、1,710MHzを超え1,850MHz以下の周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を周波数割当計画に定める日前に終了させるため、公共業務用無線局を対象とする終了促進措置を実施しなければならない。

5. 特定基地局開設料

認定開設者は、自ら申請した特定基地局開設料を国に納付しなければならない。

6. 認定開設者の義務

- (1) 認定開設者は、四半期ごと又は総務大臣から求められた場合に、開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。
- (2) 総務大臣は、(1)の書類について、開設指針及び開設計画に基づき適切に実施されていることを確認し、その結果の概要をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- (3) 認定開設者は、他の既存事業者への事業譲渡等をしてはならない。
- (4) 既存の免許人が開設する無線局等との混信その他の妨害を防止するための具体的な措置を講じなければならない。
- (5) 認定開設者は、東名阪区域において1,765MHzを超え1,785MHz以下又は1,860MHzを超え1,880MHz以下の周波数を使用して携帯無線通信を行う無線局の運用を阻害する混信その他の妨害を防止するための具体的な対策を講じなければならない。

1～6の規定、絶対審査基準及び競願時審査基準に基づき審査を実施。

エリア展開	基準①	認定から7年後までに、全国(東名阪を除く。)及び各地域ブロックの5G基盤展開率 ^{※1} が50%以上になるように5G高度特定基地局 ^{※2} を開設しなければならないこと
	②	5G高度特定基地局が整備されたメッシュの内外において、需要が顕在化した場合の基地局の開設等の対策方法に関する計画を有すること
設備	③	特定基地局設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画 ^{※3} を有すること
	④	特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画 ^{※3} を有すること
特定基地局開設料	⑤	特定基地局開設料の金額及び当該料額に必要な資金確保に関する計画を有すること。また、特定基地局開設料の金額が、標準的な金額の下限額を「著しく下回る金額」(31億円/年)以上であること
財務	⑥	設備投資等に必要な資金調達の計画及び認定の有効期間(7年間)の満了までに単年度黒字を達成する収支計画を有すること。
コンプライアンス	⑦	法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護(広告での通信速度及びサービスエリア表示、通信性能による差異のエリアマップ表示等を含む。)のための対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画を有すること
終了促進措置	⑧	既存無線局の周波数移行に必要な費用負担の割合に相当する金額(557億円)を確保できること
既設基地局	⑨	高度既設特定基地局を運用する場合には、その総数、周波数ごと基地局の設置場所等に関する計画を有していること
サービス	⑩	携帯電話の免許を有しない者(MVNO)に対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による特定基地局の利用を促進するための計画を有していること
	⑪	提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行う計画を有すること
	⑫	「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」(令和2年10月27日総務省)の「2. 具体的な取組」を踏まえた実施計画を有すること
混信対策	⑬	1.7GHz帯(東名阪)を使用する既存免許人が開設する無線局等との混信その他の妨害を防止するための措置を行う計画を有すること
オープン化	⑭	オープン化された規格に基づく通信機器の採用等に向けた取組に関する計画を有していること
その他	⑮	同一グループの企業から複数の申請がないこと
	⑯	割当てを受けた事業者が、既存移動通信事業者へ事業譲渡等をしないこと

※1 5G基盤展開率：全国(東名阪を除く。)における5G高度特定基地局が開設されたメッシュの総和を、全対象メッシュ数で除した値をいう。

※2 5G高度特定基地局：理論上最速10Gbps程度の通信速度を有する回線を使用する特定基地局であって、当該基地局以外の複数の特定基地局を接続可能なものをいう。

※3 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成三十年度版)・「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意すること。

カテゴリ	基準	審査事項
Ⅰ エリア展開	A	認定から7年後における全国(東名阪を除く。)の5G基盤展開率がより大きいこと
	B	認定から7年後における特定基地局(屋外)の開設数がより多いこと
	C	認定から7年後における地下街等の公共空間を含む屋内等において通信を可能とする特定基地局(屋内等)の開設数がより多いこと
Ⅱ サービス	D	MVNO促進の取組がより進んでいること
	E	SIMロック解除に係る取組がより進んでいること
	F	スマートフォン等へのeSIM導入に係る取組がより進んでいること
Ⅲ 周波数の 経済的価値	G	特定基地局開設料の金額がより大きいこと
Ⅳ 指定済 周波数等	H	指定済周波数を有していないこと又は申請者の指定済周波数の帯域幅の総計(同一グループの企業の指定済周波数の帯域幅も含む。)がより少ないこと若しくは当該帯域の総計に占める総契約者数の割合がより大きいこと
以下、基準A～Hを審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施		
その他	I	認定から7年後における面積カバー率がより大きいこと

開設指針案に対して、15者(法人7者、個人8者)から意見が提出された。
その概要及び考え方は以下のとおり。

(※)意見公募期間は令和2年11月21日(土)～12月21日(月)(31日間)

提出意見	意見に対する考え方
全体についての賛同意見	
・本開設指針案に賛同。 【オプテージ、(公社)全国消費生活相談員協会、NTTドコモ、KDDI】	・賛成意見として承る。
1.7GHz帯(東名阪以外)における技術導入について	
・ビームフォーミング技術については、1.7GHz帯において、技術基準の規定がないため、開設指針において、削除すべき。【NTTドコモ】	・ご指摘を踏まえて削除修正。
メッシュについて	
・国立公園等の自然公園についても5G基盤展開率対象メッシュから除外すべき。【ソフトバンク】	・国立公園等の自然公園は、工作物の設置制限等があるものの、観光などの事業可能性がないとはいえないことに加えて、基地局の設置の可能性も残されているため、5G基盤展開率対象メッシュから除外することは適当ではない。
・東名阪区域の隣接エリアにおいては東名阪区域の既存免許人の基地局に対して、混信等の防止措置を行うこととなるが、これにより特定基地局の設置が困難なエリアが、二次メッシュの一区画の大半を占めるような場合については、当該二次メッシュ区画は東名阪区域として取扱いを希望。【ソフトバンク】	・東名阪エリアの区画については、平成17年総務省告示第883号第2項第2号(2)に掲げる行政区画単位で規定しており、現在の1.7GHz帯東名阪を使用する免許人の使用実態を踏まえて、対象となるエリアを定めることは適当ではない。なお、東名阪以外区域における2次メッシュの範囲については、申請者への予見性を高めるため、申請マニュアルで明確化。
比較審査基準における配点について	
・比較審査基準については、いずれの項目も重要な内容であり、各項目の配点が偏りなく適切なものとなるよう希望。【NTTドコモ、楽天モバイル】 また、	・エリア展開、サービス、周波数の経済的価値及び指定済周波数等の各カテゴリのいずれにおいても、5Gの早期展開に資するものであり、電波の公平且つ能率的な利用を確保するために重要であることから、本開設指針案においては、カテゴリは同等の評価配点とする。
・MVNOの利用促進については、重点評価に設定されるべき。【オプテージ】	・カテゴリIの審査項目AからCまでにおいては、地方への5G普及を進めるため、5G基盤展開率に係る審査項目Aはカテゴリ内において重点的な項目とする。
・地方への早期エリア展開が実現できる計画を提出した申請者を高く評価する配点を希望。【ソフトバンク、KDDI】	

提出意見	意見に対する考え方
MVNOの促進、SIMロック解除の促進及びeSIMの導入促進について	
<ul style="list-style-type: none"> ・MVNOの促進、SIMロック解除の促進及びeSIMの導入促進に係る取組状況について審査することについて賛同。 【(一社)テレコムサービス協会、オプテージ、(公社)全国消費生活相談員協会、楽天モバイル】 	<ul style="list-style-type: none"> ・賛成意見として承る。
<ul style="list-style-type: none"> ・MVNO等のモバイル市場の公正競争促進に資する取組の進捗状況については、継続的に注視することを要望。 【オプテージ、(一社)テレコムサービス協会】 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定後において、本開設指針案第九項第7号の規定により四半期ごとに継続的に確認を行ってまいる。
<ul style="list-style-type: none"> ・「利用者の通信量需要に応じた低廉で、明瞭な、満足できる料金設定に関する計画」については、1契約者当たりの平均通信料金など比較審査基準においても追加することを希望。 【(公社)全国消費生活相談員協会、楽天モバイル】 	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用者の通信量需要に応じた低廉で、明瞭な、満足できる料金設定に関する計画」を比較審査基準に追加する点については、一般的に比較審査基準は客観的かつ透明性の高い基準であることが望ましいと考えられるところ、今後の参考とさせて頂く。
<ul style="list-style-type: none"> ・類似している審査項目に係る計画の提出内容及び評価方法の違いについて明確化すべき。また、SIMロック解除の促進やeSIMサービスの導入に係る取組は、恣意性のない納得感のある評価基準を改めて示すべき。【ソフトバンク】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見も踏まえて評価方法等については本概要資料にお示しするとともに、開設計画に記載する個別具体の詳細等については、申請者への予見性を高めるため、本開設指針案の申請マニュアル等で明確化。
高度既設特定基地局の計画について	
<ul style="list-style-type: none"> ・NSA方式のアンカーバンドで利用する基地局や帯域の計画は、干渉等によって利用する基地局や帯域を変更する可能性がありうるため、計画変更が生じた場合でも合理的理由が認められる変更については許容できるような運用を希望。【ソフトバンク】 	<ul style="list-style-type: none"> ・電波法第27条の14第1項の規定に基づき、開設計画の変更等の制度が設けられていることから、こうした制度の下で、適切に運用してまいる。
マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保される規格に基づく通信機器の採用等の計画について	
<ul style="list-style-type: none"> ・マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保される規格の条件以外の革新的技術や独自技術を搭載した通信機器の導入が阻害され、技術発展の恩恵を受けられない可能性があり、慎重な議論が必要。 ・対象機器の選択肢が少なくなった場合の機器の高額化によるネットワークコスト増大と利用者への転嫁、機器構成の類似による通信事業者間の設備競争の低下への懸念があり、慎重に検討すべき。【ソフトバンク】 	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保される規格に基づく通信機器の導入により、通信機器市場の競争促進や新たなイノベーション等にも資することが期待され、重要。 ・災害等へのネットワークの抗たん性・冗長性の確保や早期の復旧に資することから、本開設指針案においてもその採用等に関する計画に係る審査をすることが適当。

提出意見	意見に対する考え方
特定基地局開設料について	
<ul style="list-style-type: none"> 金額が高騰することにより本来設備投資に割当てられるべき資金が特定基地局開設料に振り向けられ、結果としてサービスの品質が低い水準になることを懸念。【ソフトバンク】 	<ul style="list-style-type: none"> 周波数の経済的価値をより高く評価し、電波の更なる有効利用により多くの収益を上げようとする者に周波数が割り当てられることによって、電波の更なる有効利用を確保するために導入されたもの。他方で、事業者にとって過度な負担が生じること等により我が国の携帯電話インフラの整備が遅れるといった事態が生じないよう、適切に制度を運用することが重要。 これを踏まえて、本開設指針案において経済的な価値を踏まえた標準的な金額を年額62億円として提示するとともに、「1.7GHz帯(東名阪以外)の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算定方針」により、当該標準的な金額の算定過程や算定の考え方を公表。
<ul style="list-style-type: none"> 毎年支払うことへの後発事業者への金銭負担が懸念されるため、事業者規模の小さい後発事業者に対し、減額するなどの配慮を希望。【楽天モバイル】 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の法制度上、携帯電話事業の参入順や事業規模によって、特定基地局開設料の免除や減免等の措置がなされるものではない。
<ul style="list-style-type: none"> 苦勞して算出されているのはよく理解できるが、最低金額について標準金額の50%まで認めるのは適切ではない。公共の電波帯を事業者が使用する料金は、安売りしないことを希望。【個人】 	<ul style="list-style-type: none"> 特定基地局開設料の標準額から著しく下回る金額の設定については、最低限負担すべき金額が過度に高いと参入事業者のハードルとなり得ること、競願時審査においてより周波数の経済的価値を反映した当該開設料を示した申請者を評価することが可能であることなどを考慮して標準額から50%に相当する金額とするのが適当。
<ul style="list-style-type: none"> 特定基地局開設料の算定方法等、水準を定める議論の経緯を詳らかにすることで説明責任を果たすことを希望。【ソフトバンク】 	<ul style="list-style-type: none"> 算定に当たっての考え方に関する議論の経緯については、本開設指針案の制定後に公表を行ってまいる。
1.7GHz帯全国バンド既存事業者との情報の非対称性について	
<ul style="list-style-type: none"> 公共業務用無線局の終了促進措置の進捗状況、東名阪以外の地域ごとの本開設指針に係る特定基地局の開設可能となる時期等について、早期の情報を開示を希望。【NTTドコモ、ソフトバンク】 	<ul style="list-style-type: none"> 1.7GHz帯の終了促進措置に係る個別の協議に基づく合意内容等は、当事者間の個人情報も含まれている一方で申請者の予見可能性を高める必要があるため、当該進捗状況について、当事者の許容できる範囲内において、情報開示等を検討。

提出意見	意見に対する考え方
東名阪エリアの1.7GHz既存事業者との干渉について	
<ul style="list-style-type: none"> ・先行業者と後発業者の事業者間調整等において優先順位はなく、お互いに公平な立場で協議ができること、離隔距離の確保やサイトエンジニアリング等によることとすることが適当。【楽天モバイル】 	<ul style="list-style-type: none"> ・本開設指針案に基づき、東名阪エリアの既設無線局の運用を阻害する混信等の具体的な対策を講じなければならないとしており、認定開設者は、当該規定に従って、既存免許人と事業者間調整を行いつつ、無線局の設置場所・空中線指向方向の調整を実施すること等の対策を行うことが適当。なお、東名阪エリアの免許人においても、認定開設者と事業者間調整を行いつつ、当該対策を行うことが適当。
周波数のひっ迫度、割当済周波数について	
<ul style="list-style-type: none"> ・帯域幅あたりの契約者数で検証するのは、ひっ迫度の比較方法として不十分。データトラヒックに基づくひっ迫度の比較審査を行い、公平性を担保いただくことを希望。【ソフトバンク】 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで「帯域幅あたりの契約者数」を指標としており、引き続き、周波数のひっ迫度を示す指標の1つとして適当。また、データトラヒックによる比較は、基地局ごとで計測するトラヒックに含まれる各種付加情報等の有無が異なり、統一した基準でデータを取得することが困難であると認識しており各者の当該取組を比較することは困難。なお、周波数帯ごとのデータトラヒック等を含む周波数のひっ迫度を示す指標について検討を進める。
<ul style="list-style-type: none"> ・割当周波数幅の総計ではなく、従前の指標のとおり、指定済周波数の利用状況が考慮された指標で評価されるべき。【KDDI】 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定済周波数に係る評価においては、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、①指定済周波数を有していないこと、②申請者の指定済周波数の帯域幅の総計がより少ないこと及び③当該帯域の総計に占める総契約者数の割合がより大きいことの観点から評価を行うこととしており、③のとおり、指定済周波数の利用状況を考慮した指標も含めて審査することが適当。
災害対策等について	
<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークの災害耐性や災害復旧体制がどれだけ確保されているかといった観点での評価も重要な指標であり、比較審査の対象とすべき。【ソフトバンク】 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策等については、多様な事象に応じて携帯電話事業者ごとに様々な取組がなされており、絶対審査基準において審査を行う。 ・一方で、各者の当該取組を比較評価することは困難であることから、競願時審査基準の審査項目として適当ではない。

提出意見	意見に対する考え方
開設計画の認定の有効期間の合理性について	
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年における先行2者の開設計画の認定期間が10年である一方で、本開設指針に係る開設計画の認定期間を7年とする理由如何。【ソフトバンク】 	<ul style="list-style-type: none"> 認定開設者は、終了促進措置を1.7GHz帯全国バンドが割り当てられた2者と共同で実施し、また、公共業務用無線局の既存免許人の1.7GHz帯使用期限が令和7年3月31日と規定。 したがって、先行の2者は、終了促進措置後の少なくとも令和7年4月1日から開設計画の認定期間満了日(令和10年4月8日)までの約3年間は、排他的に当該帯域の無線局免許申請が可能。 一方で、仮に本開設指針案に係る開設計画の認定期間を10年とし、令和3年度に認定が行われた場合には、後発の1者は約6年間排他的に当該免許申請が可能となり、認定開設者間の公平性を確保する観点から、有効期間の満了年度を合わせることが適当。
4Gとしての利用について	
<ul style="list-style-type: none"> 4Gとしても利用はどのくらいの期間まで可能か。【楽天モバイル】 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な使用期限を規定しているものではないが、本開設指針案が、地域への早期の5G普及展開を図ることを目的としていること、開設計画の認定時期が5G導入段階であることにより4G基地局としての使用も可能としていることを踏まえて、早期に割当周波数を5G基地局として使用することが望ましい。なお、比較審査基準では、4G特定基地局の開設数等は評価の対象外。
その他	
<ul style="list-style-type: none"> 電波オークションを地上TV等にも行うべき。【個人2件】 	<ul style="list-style-type: none"> 電波オークションは、透明性や迅速性の確保などにつながる一方、諸外国では、落札額が高騰し、落札者の事業運営に支障が発生した事例がありまた、ユーザー料金高騰のおそれがあるなどのデメリットもあるため、導入した各国における様々な課題も踏まえ、引き続き検討。
<ul style="list-style-type: none"> 基地局数の比較を行う場合は、1局単位の差分が優れたサービスの提供根拠とならないため、従来どおり100局単位とすべき。【ソフトバンク】 	<ul style="list-style-type: none"> 定量的かつ明確な一定の客観的基準の下で、各者の当該取組を比較することが適切であり、より多くの基地局数を展開することで、稠密なエリア展開が期待できることから、1の位まで比較審査することが適当。
<ul style="list-style-type: none"> マニュアルの事前公開について、受付開始までに十分な期間を確保すべき。また、受付期間も十分な期間を確保すべき。【ソフトバンク】 	<ul style="list-style-type: none"> 申請期間については、過去の割当てと同程度の期間とすることが適当。なお、開設計画の認定申請マニュアルは本開設指針案に係る電波監理審議会の答申後、速やかに公表予定。

意見募集の結果等を踏まえ、開設指針案の規定を以下のとおり修正。

開設指針案の構成

- 一 用語の定義
 - 二 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項
 - 三 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項
 - 四 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項
 - 五 特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項
 - 六 終了促進措置に関する事項
 - 七 特定基地局開設料に関する事項
 - 八 高度既設特定基地局の範囲、配置及び運用開始の時期に関する事項
 - 九 特定基地局の円滑な開設の推進に関する
- 別表第一 開設計画に記載すべき事項
- 別表第二 開設計画の認定の要件
- 別表第三 開設計画の認定の審査事項

○ 5G高度特定基地局に具備されるべき技術を明確化するため文言を修正（第4項）【技術的修正】

○ ビームフォーミング技術については、1.7GHz帯において技術基準の規定がないため削除（第5項）

○ 面積カバー率の定義について明確化するため文言を修正（別表第3第2項）【技術的修正】

○ その他、技術的な修正を行った。【修辭的修正】

開設指針案の修正概要(新旧対照表)

修正案	意見募集時
<p>四 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項 認定開設者は、認定日から起算して七年を経過した日までに、一の総合通信局（関東総合通信局、東海総合通信局及び近畿総合通信局を除く。）の管轄区域ごとの5G基盤展開率が全て百分の五十以上になるように5G高度特定基地局（空間分割多重方式（一の陸上移動局への送信において四以上の空中線を使用するものに限る。）及び二五六値以上の直交振幅変調を用いるものに限る。以下同じ。）を開設しなければならない。</p>	<p>四 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項 認定開設者は、認定日から起算して七年を経過した日までに、一の総合通信局（関東総合通信局、東海総合通信局及び近畿総合通信局を除く。）の管轄区域ごとの5G基盤展開率が全て百分の五十以上になるように5G高度特定基地局を開設しなければならない。</p>
<p>五 特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項 認定開設者は、特定基地局の無線設備に対し、空間分割多重方式（一の陸上移動局への送信において四以上の空中線を使用するものに限る。）、二五六値直交振幅変調、キャリアアグリゲーション技術（設備規則第四十九条の六の九第一項第一号へに規定するものをいう。以下同じ。）その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。ただし、既存事業者以外の者が認定開設者となる場合にあっては、キャリアアグリゲーション技術を除く技術を用いるものとする。</p>	<p>五 特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項 認定開設者は、特定基地局の無線設備に対し、<u>複数の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術（5G特定基地局の無線設備に限る。）、空間分割多重方式（一の陸上移動局への送信において四以上の空中線を使用するものに限る。）、二五六値直交振幅変調、キャリアアグリゲーション技術（設備規則第四十九条の六の九第一項第一号へに規定するものをいう。以下同じ。）</u>その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。ただし、既存事業者以外の者が認定開設者となる場合にあっては、キャリアアグリゲーション技術を除く技術を用いるものとする。</p>
<p>別表第三 開設計画の認定の審査事項 二 認定日から起算して七年を経過した日における計画において、面積カバー率（東名阪以外区域における四次メッシュ（陸上を含むものであって、第八項第五号により審査する周波数の範囲を使用する5G特定基地局とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該四次メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）の総数を、東名阪以外区域における四次メッシュ（陸上を含むものに限る。）の総数で除した値）を百分の一で除した値がより大きいこと。</p>	<p>別表第三 開設計画の認定の審査事項 二 認定日から起算して七年を経過した日の属する年度の末日の計画において、面積カバー率（<u>全国の区域におけるメッシュ（東名阪以外の区域における陸上に係るものであって、第八項第五号により審査する周波数の範囲を使用する5G特定基地局とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）の数の合計を、全国の区域におけるメッシュ（東名阪以外の区域における陸上に係るものに限る。）の総数で除した値</u>）がより大きいこと。</p>

競願時審査基準の評価の判定方法(案)

カテゴリ	基準	審査事項	判定方法
I	A	認定から7年後における全国(東名阪を除く。)の5G基盤展開率がより大きいこと	申請者から出された5G基盤展開率を小数点以下を含めて評価。
	B	認定から7年後における特定基地局(屋外)の開設数がより多いこと	申請者から出された基地局数を一桁単位まで比較評価。
	C	認定から7年後における地下街等の公共空間を含む屋内等において通信を可能とする特定基地局(屋内等)の開設数がより多いこと	
II	D	MVNO促進の取組がより進んでいること	
	E	SIMロック解除に係る取組がより進んでいること	① 2021年度において、販売する端末のうち、入荷時から販売までの間にSIMロックを施すものの割合が低い計画を有することを比較評価。その値が同率(±10%)の場合には、2022年度の割合がより早期に低くなる計画を有する者を優先。 ② ①において優劣がつかない場合には、当該申請者がSIMロックを施す端末のうち、端末代金の総額が支払われた場合及び総務省の確認を受けた信用確認措置に応じた場合に、端末購入者の申出を要さずに、体系的にSIMロックを解除する取組をより早期に実現する計画を有することを比較評価。
	F	スマートフォン等へのeSIM導入に係る取組がより進んでいること	2021年度において、販売するスマートフォンのうち、eSIMが利用可能なものの割合が高い計画を有することを比較評価。その値が同率(±10%)の場合には、2022年度の割合がより早期に高くなる計画を有する者を優先。
III	G	特定基地局開設料の金額がより大きいこと	申請者から出された開設料を一億円単位まで比較評価。ただし、標準的な金額を下回る金額(62億円/年未満)については、配点なし(0点)とする。
IV	H	指定済周波数を有していないこと又は申請者の指定済周波数の帯域幅の総計(同一グループの企業の指定済周波数の帯域幅も含む。)がより少ないこと及び当該帯域幅の総計が同程度(±10%以内)の場合には、当該帯域の総計に占める総契約者数の割合がより大きいこと	①から順に判定の上、順位を決定していく。 ① 指定済周波数を有していないこと ② 申請者の指定済周波数の帯域幅の総計がより少ない(-MHz幅単位) ③ (②の帯域幅の総計が同程度(±10%以内)の場合には)当該帯域の総計に占める総契約者数の割合がより大きいこと(小数点以下を含めて評価)
以下、基準A～Hを審査した結果として、総合点と同じ申請者が存在する場合に実施			
その他	I	認定から7年後における面積カバー率がより大きいこと	申請者から出された面積カバー率を優位が判定できるまで小数点以下を含めて比較評価。

※1: 審査項目DからFまでは、開設計画申請時の計画(審査項目Dは開設計画を提出する日の属する事業年度の次の事業年度から3年度分(2021年度～2023年度)、審査項目E及びFは開設計画を提出する日の属する事業年度の次の事業年度から2年度分(2021年度～2022年度))で審査する。

※2: 新規参入事業者については、審査項目DからFまでのいずれの場合も、その者のサービス提供開始年度における予測値を記載するものとする。

※3: 審査項目E及びFにおける2022年度及び2023年度の割合については、それぞれの前年度より高い割合(E①にあつては、低い割合)であるものとする。

各カテゴリ・審査項目の配点構成(案)

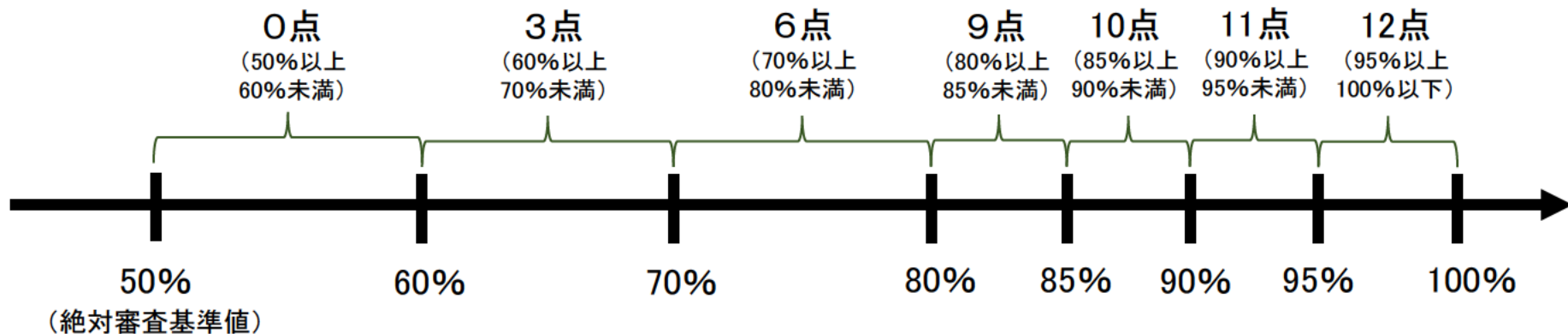
- ✓ 各カテゴリごとの配点は最大24点とし、各カテゴリ内の各審査項目の配点の最大点は以下のとおり。
- ✓ 審査項目A(5G基盤展開率)については、地方への5G普及を進めるため、審査項目内の申請者間の順位に限らず申請数値に応じて得点を付与する「ポイント方式」によるものとし、カテゴリI内の他の審査項目よりも重点的な評価を行うものとする。

カテゴリ	各カテゴリ内の審査項目		配点方式	カテゴリの配点	審査項目の配点
I エリア 展開	A	認定から7年後における全国(東名阪を除く。)の5G基盤展開率がより大きいこと	ポイント方式	24点	12点
	B	認定から7年後における特定基地局(屋外)の開設数がより多いこと			6点
	C	認定から7年後における地下街等の公共空間を含む屋内等において通信を可能とする特定基地局(屋内等)の開設数がより多いこと			6点
II サービス	D	MVNO促進の取組がより進んでいること	等分配点方式	24点	8点
	E	SIMロック解除に係る取組がより進んでいること			8点
	F	スマートフォン等へのeSIM導入に係る取組がより進んでいること			8点
III 周波数の 経済的価値	G	特定基地局開設料の金額がより大きいこと		24点	24点
IV 指定済 周波数等	H	指定済周波数を有していないこと又は申請者の指定済周波数の帯域幅の総計(同一グループの企業の指定済周波数の帯域幅も含む。)がより少ないこと及び当該帯域幅の総計が同程度(±10%以内)の場合には、当該帯域の総計に占める総契約者数の割合がより大きいこと		24点	24点
以下、基準A~Hを審査した結果として、総合点と同じ申請者が存在する場合に実施					
その他	I	認定から7年後における面積カバー率がより大きいこと	等分配点方式	—	4点

※最高点を表記

○ ポイント方式

- ✓ あらかじめ決められた各範囲における配点に従って、申請者の申請数値に応じて得点を付与する方式。
- ✓ 本開設指針では、審査項目Aに適用し、各範囲の配点は以下の通りとする。



○ 等分配点方式

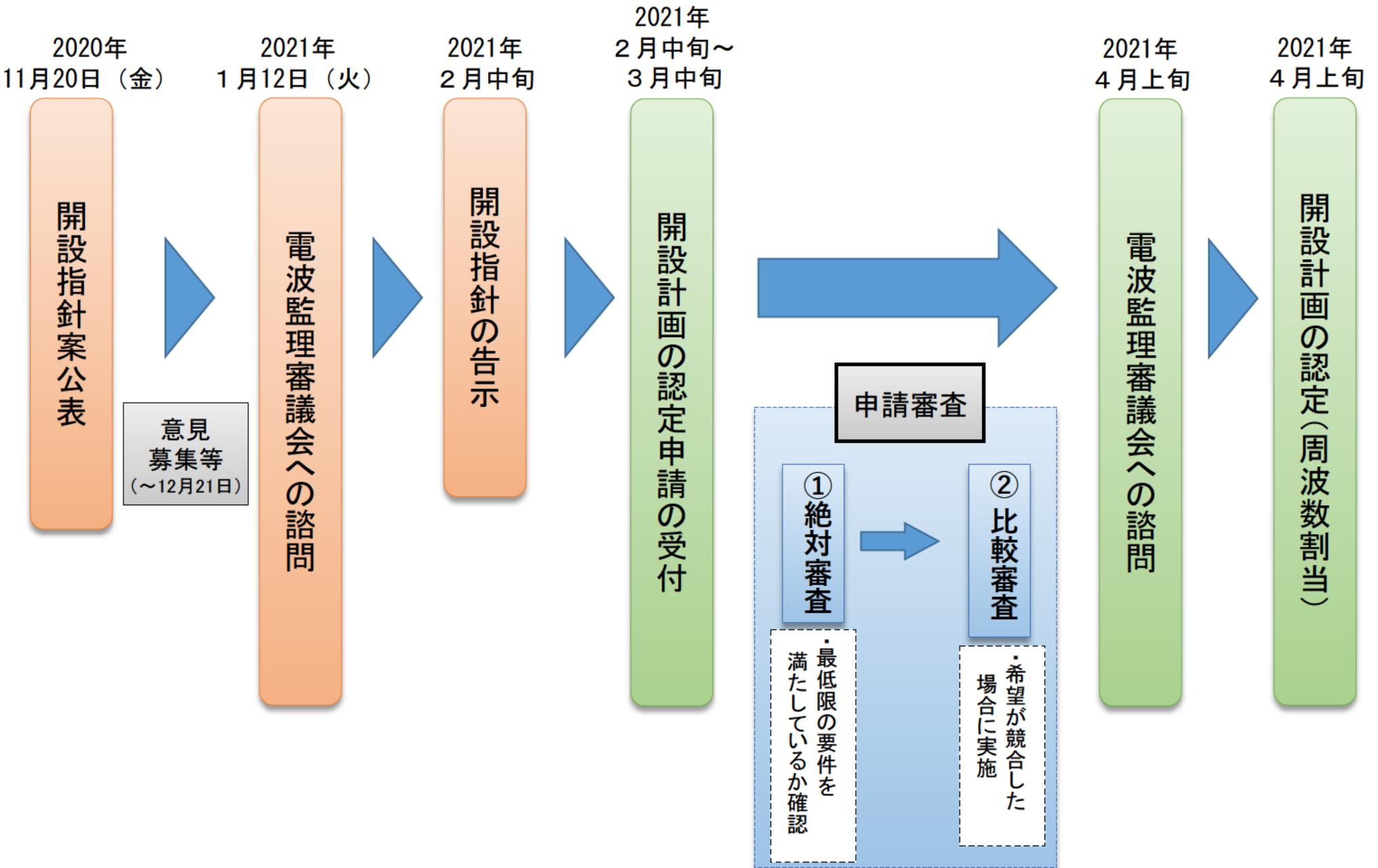
- ✓ 1位を最高点(y)とし、順に2位は最高点(y) \times ($n-1$)/ n 、3位は最高点(y) \times ($n-2$)/ n ...と得点を付与する方式。
- ✓ 本開設指針では、審査項目B~Iまでに適用する。

1位	2位	3位	...	最下位
y 点	$y \times \frac{n-1}{n}$ 点	$y \times \frac{n-2}{n}$ 点	...	$y \times \frac{1}{n}$ 点

例) 申請者数4、最高点が24点の場合には、
1位から順に、24点、18点、12点、6点となる。

※申請者数: n

今後のスケジュール(予定)



(参考) 終了促進措置の制度概要

「終了促進措置」とは、基地局の開設計画の認定を受けた携帯電話事業者等が、開設指針及び開設計画に従って、国が定めた周波数の使用期限より早い時期に既存の無線局の周波数移行を完了させるため、既存の無線局の利用者との合意に基づき、移行費用等を負担する等の措置

